

県外の医療機関・助産所で妊婦・乳児・産婦健康診査を希望される方へ

里帰り出産などで県外の医療機関・助産所で健診を受ける場合は、受診後に手続きをしていただくことで、助成金を指定口座にお振込みすることができます。

県外の医療機関受診時

- 母子健康手帳発行の際にお渡ししている、医療機関宛のお手紙(B6)を受診医療機関へ渡してください。
- 健診料金の領収書を必ず受け取ってください。

手続きの方法

- ① 受診後は、受診後 40 日以内(複数回分をまとめる場合は最終受診日から起算)に、以下の書類をそろえて提出してください。※申請書等は市ホームページからダウンロードでき、申請は郵送でも可能です。

助成申請書

領収書の原本と明細書

母子健康手帳(当該健診結果が記入されているページをコピーしてください)

受診回数分の健康診査結果票

遅延理由書(40 日を超える場合のみ)

産婦健康診査問診票[市提出用](産婦健康診査を受診された場合のみ)

※助成する金額は、東広島市妊婦・乳児・産婦健康診査助成事業実施要綱及び東広島市産婦健康診査事業実施要綱に基づき、基準額と領収証の額(保険外負担)を比較して、低い方の額となります。

健康診査基準額(令和5年度)

【医療機関】

妊婦一般健康診査検査券	11,900 円
妊婦一般健康診査補助券	6,280 円
子宮頸がん検診受診券	3,200 円
クラミジア検査受診券	2,330 円
新生児聴覚検査	2,840 円
乳児一般健康診査受診券	6,280 円
産婦健康診査受診券	5,000 円

※乳児一般健康診査受診券は、やむを得ず生後 3 か月以降に、県外の医療機関で健診を受けられる場合に償還払いの手続きを行うことができます。

【助産所】

妊婦一般健診補助券	3,510 円
新生児聴覚検査	2,840 円
産婦健康診査受診券	5,000 円

※助成金額は変更となる場合があります。ご了承ください。

※令和4年4月1日以降の受診がこの金額となります。

- ② 申請が適切と認められた場合は助成決定通知書を送付し、指定の口座に振り込みます。申請月の翌月に振り込む予定です。口座は申請者本人名義のものを指定してください。本人名義の口座がない場合は、新たに口座を作っていただくか、委任状が必要です。

【問い合わせ先】

- ・ 東広島市 こども家庭課 母子保健係
〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号(本館 2 階)
Tel(082)420-0407 Fax(082)424-167
- ・ 黒瀬支所 福祉保健課 Tel(0823)82-0220
- ・ 豊栄支所 地域振興課 Tel(082)432-2563
- ・ 河内支所 地域振興課 Tel(082)437-1109
- ・ 安芸津支所 福祉保健課 Tel(0846)45-2065